

## やまぐちエコリーダースクール実施要項

### 1 目的

環境問題やエネルギー・資源の問題についての正しい理解を深め、山口の恵み豊かな環境を守るための主体的な行動がとれる児童生徒を育成することを目的として、やまぐちエコリーダースクールを認証する。

### 2 対象

山口県内の公立学校とする。

### 3 取組の観点

やまぐちエコリーダースクールは、下記の観点から環境教育の充実に取り組むこととする。

- ア 児童生徒が主体的な活動を行うこと
- イ 計画(Plan)－実行(Do)－評価(Check)－改善(Action)のサイクルを構築すること
- ウ 次年度以降の発展・継続性がある取組とすること
- エ 学校における取組の地域・家庭への普及が見込まれること

### 4 やまぐちエコリーダースクールに認証されるまでの流れについて

- (1) やまぐちエコリーダースクールの取組に参加しようとする学校においては、学校全体での取組が望ましいが、学年、学科での取組も可能とする。この場合においても、学校の教育活動に適切に位置付け、学校として組織的な取組を推進するものとする。
- (2) やまぐちエコリーダースクールの取組に参加しようとする学校は、「参加申請書」及び「年間計画」を（市町立の学校にあっては、当該学校を所管する教育委員会を經由して）指定された期間内に県教育委員会に提出する。「参加申請書」については、様式を別に定める。（別紙様式1）

- (3) 「参加申請書」の記入に当たっては、＜参加申請書見本（小・中学校用）＞及び＜参加申請書見本（高等学校用）＞を参照のこと。
- (4) 参加申請に当たっては、別添資料「やまぐちエコリーダースクールについて」に記載された例にこだわることなく、各学校の創意工夫による取組が望まれる。
- (5) 県教育委員会は、提出された「参加申請書」及び「年間計画」を基に審査の上、「当該年度やまぐちエコリーダースクール実施校」を指定する。
- (6) 指定を受けた学校は、年度末に「認証申請書」を（市町立の学校にあつては、当該学校を所管する教育委員会を經由して）県教育委員会に提出する。「認証申請書」については、様式を別に定める。（別紙様式2）
- (7) 県教育委員会は、指定を受けた学校から提出された「認証申請書」等を基に、「当該年度やまぐちエコリーダースクール」を認証する。
- (8) 認証は、学校の当該年度の年間計画、活動及び報告に対して行う。ただし、認証校の次年度以降の参加申請も可能とする。
- (9) やまぐちエコリーダースクールは、成果と課題の報告webページ等を通じて公表に努め、他校及び家庭・地域における環境保全に対する意識の高揚、実践力の向上に資する。

## 5 経費について

県教育委員会は、各学校の取組に係る経費についての支援はしない。

## 6 その他

この要項に定める事項のほか、必要な事項については、別途定める。

**附則** この要項は、平成17年5月12日から施行する。

**改訂** 平成21年4月25日

**改訂** 平成26年5月26日

**改訂** 平成27年5月11日